

平成29年2月20日開催あま市福祉有償運送運営協議会における指摘事項及び対応

1 対象法人

地域人権ゆうあい会

2 指摘事項及び対応

- ①協議依頼書及び定款、登記簿謄本等に記載のある事業所の住所の不一致
定款等を修正し、下記のとおり統一

主たる事業所の住所	名古屋市中村区太閤通1丁目19-54
従たる事業所の住所	あま市西今宿梶村一48番地 あま市新居屋鶴田14番地
有償運送を行う事業所の住所	あま市新居屋鶴田14番地

- ②有償運送に使用する車両等の登録と実態の不一致

車検証の記載を下記のとおり統一

使用者及び所有者	特定非営利活動法人 地域人権ゆうあい会
使用の本拠の位置	あま市西今宿梶村一48番地

※車両の保管は西今宿の事業所で行っている。運行については、車両を西今宿の事業所から新居屋の事務所に移動させ、新居屋の事務所において運転者の点呼やチェックを行ってから実施しており、西今宿の事業所から出発することはない。（事務局において法人担当者に確認済）

- ③対価等の設定について

介助料（介護保険外）とは、運転者が乗降介助を行う際の介助料を指す。

この場合の乗降介助とは「利用者宅における乗車するまでの準備のための介助及び目的地における乗降時の介助」及び「出発地における乗降時の介助及び利用者宅における降車後の介助」のことをいい、準備及び乗降に関して介助が不要な場合については、介助料は請求しない。（事務局において法人担当者に確認済）

3 事務局における判断

定款や車検証等に関する指摘事項については修正がされており、運送の対価以外の対価に関しても、徴収する場合としない場合の整理がされていますので、協議会における指摘事項についてはすべて対応されたと判断します。